

議案第42号

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を別紙のように改正する。

平成30年6月11日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市市税賦課徴収条例（昭和25年小松島市条例第133号）の一部を次のように改正する。

附則第10条の2中第23項を第24項とし、同条第22項の次に次の1項を加える。

23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は、0とする。

第2条 小松島市市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

附則第10条の2第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

附 則

この条例中、第1条の規定は生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日又は本条例の公布の日のいずれか遅い日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。